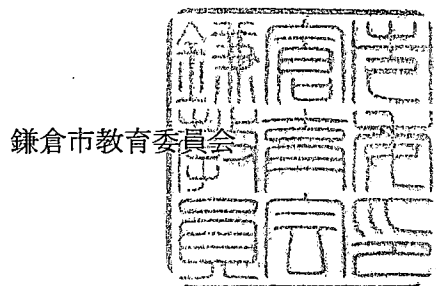


鎌倉市教育委員会告示第 15 号

鎌倉市指定文化財の指定及び解除

鎌倉市文化財保護条例（平成 17 年 3 月条例第 13 号）第 11 条の規定により、次の物件を鎌倉市指定文化財に指定し、また同 42 条の規定により解除します。

令和 6 年（2024 年）2 月 15 日



指定物件

有形文化財

区分	名称	員数	所有者	所在地
彫刻	木造 伽藍神像	四軀	海蔵寺	扇ガ谷四丁目 18 番 8 号
古文書	報国寺文書	一括	報国寺	雪ノ下二丁目 1 番 1 号

解除物件

史跡名勝天然記念物

区分	名称	員数	所有者	所在地
天然記念物	英勝寺のワビスケ	一株	英勝寺	扇ガ谷一丁目 305 番
天然記念物	鎌倉宮のオガタマノキ	一株	鎌倉宮	二階堂 154 番